

設立認可取消医療法人一覧表

No.	法人の名称	法人の所在地	認可取消年月日	備考
1	医療法人小鳶眼科医院	大阪府高槻市北園町12番18号	平成31年2月22日	診療所／医科
2	医療法人宮崎整形外科	大阪府吹田市千里山西一丁目38番21号 アルス千里山西1階	平成31年2月22日	診療所／医科
3	医療法人公序会	大阪府富田林市若松町一丁目10番7号 新栄プロパティ-富田林101号	平成31年2月22日	診療所／医科
4	医療法人直一会	大阪府豊中市千成町三丁目5番13号	平成31年2月22日	診療所／医科

※医療法第65条の規定による設立認可の取消。

医療法第65条

都道府県知事は、医療法人が、成立した後又は全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を休止若しくは廃止した後1年以内に正当な理由がなく病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。